

製品安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : ジョイフル ウインドウォッシャー液 400ml 一般用
 製品番号 : J-37
 製品分類 : ウインドウォッシャー液
 主な用途 : 自動車のウインドシールドガラスの洗浄液
 供給者の会社名称 : 株式会社 ジョイフル
 住所 : 〒981-3341 宮城県富谷市成田9丁目2番地3
 電話番号 : 022-348-3293
 F A X 番号 : 022-348-3292
 e-mail : joyfull@joy-full.co.jp
 担当部門 : 山形工場 土屋 勇二
 使用上の制限 : 所定用途以外に使用しないこと
 制定日 : 1995年5月1日
 改定日 : 2022年4月1日

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類

物理化学的危険性	・引火性液体	: 区分3
健康に対する有害性	・急性毒性（経口）	: 区分4
	・眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	: 区分2A
	・生殖毒性	: 区分1B
	・特定標的臓器毒性（単回暴露）	: 区分1（中枢神経系、視覚器、全身毒性）
		: 区分3（麻酔作用）
	・特定標的臓器毒性（反復暴露）	: 区分1（中枢神経系、視覚器）

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語 危険

危険有害性情報

H226：引火性液体及び蒸気
 H303：飲み込むと有害のおそれ（経口）
 H319：強い眼刺激
 H360：生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
 H370：臓器（中枢神経系、視覚器、全身毒性）の障害
 H372：長期にわたる、又は反復暴露による臓器（中枢神経系、視覚器）の障害

注意書き【安全対策】

P202：すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
 P210：熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
 P233：容器を密閉しておくこと。
 P235：涼しいところに置くこと。
 P240：容器を接地すること。アースをとること。
 P241：防爆型の【電気機器/換気装置/照明機器】を使用すること。
 P242：火花を発生させない工具を使用すること。
 P243：静電気放電に対する予防措置を講ずること。
 P260：粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
 P264：取扱い後は手、眼、口をよく洗うこと。
 P270：この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
 P271：屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
 P280：保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

【救急処置】

P301+P312：飲み込んだ場合：気分が悪いときは医師に連絡すること。
 P303+P361+P353：皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。
 P304+P340：吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 P305+P351+P338：眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は

外すこと。その後も洗浄を続けること。

P308+P313：ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察/手当を受けること。

P314：気分が悪いときは、医師の診察/手当を受けること。

P321：ばく露又はばく露の懸念がある場合：特別な処置が必要である（4・応急処置参考）

P330：口をすすぐこと。

P337+P313：眼の刺激が続く場合：医師の診察/手当を受けること。

P370+P378：火災の場合：消火するために適合した消火器を使用すること。

P391：漏出物を回収すること。

【保管】

P403+P233：換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。

P403+P235：換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。

P405：施錠して保管すること。

【廃棄】

P501：内容物/容器を地方/国の規則に従って廃棄すること。

国/地域情報 15. 適用法令の項を参照。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別： 混合物

含有成分及び含有量

成分名・化学名	含有量VOL%	CAS No.	化審法No.	安衛法No.	PRTR 法No.	毒劇法No.
メタノール	11.5%	67-56-1	2-201	560	非該当	※
水	87.5~88.5%	7732-18-5	非該当	非該当	非該当	非該当
ポリオキシエチレンアルキルエーテルサルフェート・ナトリウム塩	非公開	非公開	非公開	非該当	非該当	非該当
染料	微量	非公開	非公開	非該当	非該当	非該当

注) 化審法No. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）官報公示整理番号

安衛法No. 労働安全衛生法（安衛法）第57条の2第1項政令指定物質の政令番号

PRTR 法No. 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）対象化学物質の政令番号

毒劇法No. 毒物及び劇物取締法の政令番号

※ メタノール(法83)は劇物であるが、含有量の関係で製品は毒劇法に該当しない。

4. 応急措置

吸入した場合

被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

汚染された衣類を脱ぐこと。

皮膚を速やかに多量の水と石鹸で洗浄すること。

皮膚刺激が生じた場合や気分が悪い時は医師の診断、手当てを受けること。

汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。

目に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。

コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が持続する場合や気分が悪い時は医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。

吐かせないこと。

医師の診断、手当てを受けること。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状

吸入すると、咳、咽頭痛、めまい、腹痛。

皮膚に接触すると、皮膚の乾燥、発赤。

眼に接触すると、発赤、痛み。

飲み込むと、灼熱感、腹痛、咳、咽頭痛、めまい、頭痛、吐き気。

応急措置をする者の保護に必要な注意事項

救助者は、状況に応じて適切な保護具を着用する。

医師に対する特別な注意事項

症状は遅れて発現することがあり、過剰に曝露したときは医学的な経過観察が必要である。

5. 火災時の措置

適切な消火剤：小火災：二酸化炭素、粉末消火剤、散水、耐アルコール性泡消火剤

大火災：散水、噴霧水、耐アルコール性泡消火剤

使ってはならない消火剤：棒状注水。

火災時の特有の危険有害性（主成分：メタノール）

極めて燃え易い、熱、火花、火炎で容易に発火する。

加熱により容器が爆発するおそれがある。

火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。

引火性液体及び蒸気。

特有の消火方法

散水によって逆に火災が広がるおそれがある場合には、上記に示す消火剤のうち、散水以外の適切な消火剤を利用すること。

散水以外の消火剤で消火の効果がでない大きな火災の場合には散水する。

危険でなければ火災区域から容器を移動する。

移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。

消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

風上から消火する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

作業者は適切な保護具（8. 曝露防止及び保護措置の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。

漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。

関係者以外の立ち入りを禁止する。

漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。

適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。

風上に留まる。

低地から離れる。

密閉された場所に立入る前に換気する。

環境に対する注意事項

排水溝、下水溝、地下水あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。

環境中に放出してはならない。

回収

少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。

少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。

大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。

封じ込め及び浄化の方法・機材

危険でなければ漏れを止める。

漏出物を取り扱うとき用いるすべての設備は接地する。

蒸気抑制泡は蒸発濃度を低下させるために用いる。

二次災害の防止策

すべての発火源を速やかに取り除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）

排水溝、下水溝、地下室、あるいは閉鎖場所への流出を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

- ・ 「8. 曝露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
- ・ 大量の場合、静電気対策を行ない、作業衣及び作業靴は導電性のものを用いる。
- ・ 蒸気の発散を抑え、作業環境濃度をできるだけ低く保つように努める。

局所排気・全体換気

- ・ 「8. 曝露防止及び保護措置」に記載の局所排気・全体換気を行う。

安全取扱注意事項

- ・ すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
- ・ 周辺での火気、スパーク、高温物の使用は避ける。
- ・ 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
- ・ ミスト、蒸気、スプレーを吸収しないこと。
- ・ 接触、吸入または飲み込まないこと。
- ・ この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・ 眼及び皮膚に触れないようにし、必要に応じて保護具を着用する。
- ・ 取扱い後は手洗い、洗眼を十分行なう。作業衣に付着した場合は着替える。
- ・ 屋外または換気の良い区域でのみ使用すること。

保管

技術的対策

保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。
 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。
 保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。
 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切な溜升を設けること。
 保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設定を設ける。

安全な保管条件

貯蔵場所で使用する電気機器は防爆構造とし、機器類は全て接地する。
 容器は密栓し、直射日光の当たらない冷暗所に貯蔵する。
 冷所、換気の良い場所で保管すること。
 酸化剤から離して保管する。
 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管されること。禁煙
 施設して保管すること。

混触危険物質

「10. 安定性及び反応性」を参照。

容器包装材料

消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. 暴露防止及び保護措置

許容濃度

成分	管理濃度	ACGIH	日本産業衛生学会	IARC
メタノール	200ppm	TLV-TWA 200ppm TLV-STEL 250ppm	200ppm	規定なし
ポリオキシエチレンアルキルエーテルサルフェートナトリウム塩	規定なし	情報なし	情報なし	情報なし

設備対策

製造業者が指定する防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
 この物質を貯蔵ないし取り扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。
 空気中の濃度を暴露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。
 高熱工程でミストが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度以下に保つために換気装置を設置する。

保護具

目の保護具：
 必要に応じて適切な眼の保護具を使用する。
 保護眼鏡（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）
 呼吸保護具：
 必要に応じて適切な呼吸器保護具を使用する。
 呼吸器保護具（有機ガス用マスク）
 皮膚及び身体の保護具：
 必要に応じて適切な身体保護具を使用する。
 身体保護具（耐油性手袋、保護前掛け）
 その他：
 導電性安全靴を使用する。

衛生対策

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

外 観	: 青色液体	臭 気	: 特徴的な臭い（メタノール臭）
融点・凝固点	: -9.8℃（メタノールとして）	可燃性	: 引火性液体
pH値	: 7～8（25℃）	分解温度	: データなし
沸点	: 64.7（メタノールとして）	溶解度	: 水に対して易溶
引火点	: 12.0℃（メタノールとして）	爆発範囲	: 7.3～36.5vol%（メタノールとして）
自然発火点	: 429℃（メタノールとして）	密度(20℃)	: 0.987g/cm ³
蒸気圧	: 12.3kPa（メタノールとして）		

10. 安定性及び反応性

安定性 通常の条件においては安定である。
 危険有害反応可能性 酸化剤と反応し、火災、爆発の危険をもたらす。
 過酸化水素と混触したものは衝撃により爆発する。

避けるべき条件	加熱
混触危険物質	酸化剤、過酸化水素
危険有害な分解生成物	火災時の燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素などの有害ガスが発生する。

1 1. 有害性情報（人についての症例、疫学的情報を含む）

急性毒性

- メタノール 経口：区分5
- 界面活性剤 経口：区分5
- 染料 経口：分類できない
- ∴計算値>5,000mg/kgより、区分に該当しない

眼に対する重篤な損傷・眼刺激性：

メタノール 区分2A-2B

EHC、DFGOT及びPATTYに、ウサギを用いた試験で軽度ないし中等度の眼刺激性が認められたとの記述があるが、回復性については明らかな記述がないこと、及びヒトで角膜の障害、強度の結膜浮腫が一過性に認められている。

∴区分2とした。

呼吸器感受性又は皮膚感受性

メタノール

呼吸器感受性：分類できない

皮膚感受性：区分に該当しない

皮膚感受性：ヒトの皮膚暴露例でアレルギー性接触皮膚炎の報告があるとの複数の文献を引用した記述はあるが、具体的な症例に関する記述はない。一方モルモットを用いたMagnusson-Kligman maximization testで感受性は認められなかったとの記述がある。

∴呼吸器感受性：分類できない、皮膚感受性：区分に該当しない

生殖毒性

メタノール 区分1B

妊娠ラット及びマウスを用いた経口及び吸入暴露試験で胎児奇形又は胎児死亡の増加が認められたとの記述があるが、信頼性のあるヒト暴露例のデータがない。雄ラットでテストステロン濃度の低下又は精巣変性がみられたとの記述があるが、これとは逆に、雄の生殖系への影響は認められないとの記述もあり、雄の生殖能力に対する影響は明らかではない。

∴区分1とした

特定標的臓器毒性（単回暴露）

メタノール 中枢神経系、視覚器、全身毒性の障害（区分1）

麻酔作用（眠気又はめまいのおそれ）（区分3）

呼吸器への刺激のおそれ（区分3）

ヒトで急性経口又は吸入暴露により中枢神経系の抑制及び視覚器障害がみられるとの記述（EHC、ACGIH、DFGOT、PATTY及び産衛学会勧告）や、ヒト暴露例で代謝性アシドーシスがみられるとの記述（ACGIH及びDFGOT）から、標的臓器は中枢神経系、視覚器及び全身毒性とした。

ラット、マウス、アカゲザル等で麻酔作用が認められた。

ラット反復吸入暴露試験で気道刺激性がみられたとの記述、及びヒトで粘膜刺激性症状がみられるとの記述がある。

過剰暴露の徴候及び症状は、眠気及び意識喪失等の中枢神経系作用のことがある。麻酔作用を有する。

界面活性剤 呼吸器の障害（区分1）

ヒト呼吸器、気道を刺激し肺水腫を引き起こすとの記述から、区分1（呼吸器系）とした。

∴中枢神経系、視覚器、全身毒性、呼吸器の障害（区分1）

眠気又はめまいのおそれ、呼吸器への刺激のおそれ（区分3）

特定標的臓器毒性（反復暴露）

メタノール 長期又は反復暴露による中枢神経系、視覚器の障害（区分1）

ヒトの長期暴露例で中枢神経系の抑制及び視覚器障害がみられたとの記述から、標的臓器は中枢神経系及び視覚器とした。

界面活性剤 分類出来ない

ラットでの吸入反復暴露で肺に障害を与えるとの記述があるが、データ不足のため、分類できないとした。

∴長期又は反復暴露による中枢神経系、視覚器の障害（区分1）

誤えん有害性

∴情報なし

1 2. 環境影響情報

水生環境急性有害性

メタノール 区分に該当しない

甲殻類 ブラインシュリンプ LC50 900.73mg/L/24H

界面活性剤 区分3

甲殻類（ネコゼミジンコ属）の48時間 LC50=40.4mg/L

∴計算値より、区分外とした

区分に該当しない

水生環境慢性有害性

メタノール 区分に該当しない
難水溶性でなく（水溶解度=1.00×106mg/L）、急性毒性が低い
界面活性剤 区分に該当しない
環境水中では緩衝作用により毒性影響が緩和されるため、区分外とした。
∴計算値より、区分外とした
区分に該当しない

1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。

汚染容器及び包装

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

1 4. 輸送上の注意

国際規制

国連分類 : クラス 3 (引火性液体)
国連番号 : 1993 (引火性液体)

国内規制

下記、輸送に関する国内法規制に該当するので、各法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。
陸上規制情報 : 消防法、労働安全衛生法等に定められている運送方法に従う。
海上規制情報 : 船舶安全法に定められている運送方法に従う。
航空規制情報 : 航空法に定められている運送方法に従う。

特別の安全対策

危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。
危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬すること。
危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。

1 5. 適用法令

労働安全衛生法

第2種有機溶剤等（施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号）
名称等を表示すべき有害物（施行令第18条）（マニュアル：政令番号36）
名称等を通知すべき有害物（法第57条の2、施行令第18条の2別表第9）（マニュアル：政令番号560）

消防法 非該当

PRTR法 非該当

毒劇法 非該当

その他 廃棄物の処理、清掃に関する法律

1 6. その他の情報

引用文献

化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)改定初版
GHS分類結果データベース（独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ）
J I S Z 7253：2019に準拠して作成しております。
製品安全データシートの作成指針改定版（日本オートケミカル工業会）
13901の化学薬品（化学工業日報社）
溶剤便覧
急性中毒処理の手引き
危険物防災救急便覧
自動車用ケミカル製品GHS自主表示要領（日本オートケミカル工業会）
各原料「SDS」

※注意

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報モデルの一つとして、取り扱う事業者提供されるものです。

取り扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱いなどの実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いいたします。

従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。
